

令和 2 年度  
定期監査結果報告書  
( 第 3 号 )

袋井市監査委員

# 目 次

	ページ
1 監査の種類	1
2 監査の対象	1
3 監査の着眼点	1
4 監査の主な実施内容	1
5 監査の実施場所及び実施日	1
6 監査の結果	1
7 監査所見	2

## 令和2年度 定期監査結果報告（第3号）

### 1 監査の種類

定期監査(地方自治法第199条第4項)

### 2 監査の対象

袋井南、袋井西、袋井東及び浅羽南コミュニティセンターにおける令和2年11月末日現在の事務事業の執行状況、現金の取扱状況及び備品の管理状況を対象とした。

### 3 監査の着眼点

コミュニティセンターの財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、合規性・有効性の観点から最少の経費で最大の効果が挙げられているか、また、事業の運営管理が合理的かつ効率的に行われているかを着眼点とした。

### 4 監査の主な実施内容

袋井市監査基準に準拠し、提出された監査資料及び関係帳票を確認するとともに、各コミュニティセンターにおいて、関係職員から事務事業の執行状況を聴取し、適正かつ効率的に執行されているかを監査した。

### 5 監査の実施場所及び実施日

実施場所	実施日
袋井南コミュニティセンター 袋井西コミュニティセンター 袋井東コミュニティセンター 浅羽南コミュニティセンター	令和3年2月9日

### 6 監査の結果

監査の対象となった事務事業の執行状況は、おおむね適正に執行されているものと認められたが、次に述べる所見に留意して、適正な事務事業の執行に努められたい。

また、会計処理（経理事務）における、昨年度適正に処理されていない立替払について

て、全体として改善されていたが、一部施設において改善が認められないものがあったため、引き続き適正な事務処理に努められたい。

なお、監査の際に見受けられた軽微な事項については、その都度、関係職員及び所管課に改善又は検討を指導したので記述を省略した。

## 7 監査所見

各コミュニティセンター及び所管課に対する監査の所見は次のとおりである。

### (1) コミュニティセンターへの所見

#### ア 立替払について

一部のコミュニティセンターにおいて、まちづくり協議会会計等の準公金会計の執行で立替払が見受けられたため、袋井市会計規則に準じ、適正な事務処理に努められたい。

#### イ 備品管理について

備品管理について、一部の施設において、備品標識が付されていない備品があった。

今一度、台帳と現物を照合し、不要な備品は処分するとともに、袋井市市有財産規則に基づき、適正な管理に努められたい。

### (2) 協働まちづくり課への所見

#### ア コミュニティセンターの利用促進について

各コミュニティセンターにおいて、施設の有効活用を目指し、LINE登録者数の増加を視野に入れた公式アカウントによる情報発信や、コミセンだよりの発行等、引き続きユーザー層に考慮した情報発信を促すとともに、所管課から各コミュニティセンターに向けて、他施設の活動を情報共有する等、学級・講座も含め、より魅力的な活動につながるよう努められたい。

#### イ 寄附された備品の管理について

寄附された備品について、台帳への登録がされていないものが一部の施設においてみられた。寄附された備品を確認するとともに、袋井市市有財産規則に基づき

適正な管理に努められたい。

ウ AED（自動体外式除細動器）の取扱について

各コミュニティセンターに設置しているAEDは、緊急時に迅速かつ適切に使用できることが重要であることから、施設職員が定期的に救命講習を受講できるよう調整されたい。

エ 地区まちづくり協議会の予算及び決算書について

地区まちづくり協議会の予算及び決算書の科目が各協議会で異なっている。

所管課においては、協議会間で比較できるよう科目を統一し、運営管理に活用されたい。